

発議第 10 号

日本学術会議が推薦した105名全員の任命を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年11月30日

野田市議会議長 平井 正一 様

提出者 野田市議会議員 星野 幸治

賛成者 野田市議会議員 織田 真理

同 長 勝則

同

同

同

同

同

同

日本学術会議が推薦した105名全員の任命を求める意見書（案）

10月1日、菅内閣総理大臣は日本学術会議が新任会員の任命に当たり、学術会議として推薦した任期満了者と同数の105名のうち、6名について明確な理由を示さず任命拒否を行った。

日本学術会議は戦前、科学者への弾圧や戦争協力の強制等への深刻な反省から、平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命にわが国の科学者の内外に対する代表機関として設立され、内閣総理大臣の所轄だが独立して科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ることを日本学術会議法で定めている。

この独立性を無視した国による人事介入に対して、多くの科学者団体・学会・大学はもとより、自然保護団体や消費者団体、映画人や演劇人、作家、ジャーナリストなど幅広い団体や個人が抗議声明を発出する事態となっている。抗議の多くは、学問の自由に対する侵害、日本の民主主義社会を根幹から否定するもの、言論・表現の自由、思想信条の自由にまで広がる、次は市民活動への締めつけや規制だ、との強い危機感を示している。

法による支配から人による支配に転換するようなことになれば、それは全体主義・独裁主義へと転落することになるのは戦前の教訓である。

菅内閣総理大臣が持ち出す6名拒否の理由に、総合的・俯瞰的に判断した、憲法第15条第1項に基づいた、国立大学卒に偏りがある、多様性が大事だ、10億円も税金を投入などは、いずれも事実や道理に反しており、説明ではなく言い訳だ、支離滅裂だ、と批判されている。

このまま国民世論を無視して強権的に突き進むことになれば、日本の法治主義、学問の自由、国民の基本的人権に関わる重大な問題となる。

よって、本市議会は国に対し、日本学術会議が推薦した105名全員の任命を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

野田市議会議長

内閣総理大臣 宛て

発議第 11 号

新たな就職氷河期に陥らせないようにさらなる雇用対策の強化を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年12月 7日

野田市議会議長 平井 正一 様

提出者 野田市議会議員 木名瀬宣人

賛成者 野田市議会議員 深津 憲一

同 竹内 美穂

同 内田 陽一

同 石原 義雄

同 栗原 基起

同 谷口 早苗

同 池田 利秋

同 小室美枝子

新たな就職氷河期に陥らせないようさらなる雇用対策の強化を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症は、再び都市部を中心に感染者が増加傾向にあり、我が国経済は非常に厳しい状況に置かれています。コロナ禍において全国の民間求人総数は大幅に減少し、有効求人倍率も令和元年12月の1.68倍以降9か月連続低下し、令和2年9月には1.03倍と、急激な落ち込みとなりました。

バブル崩壊後やリーマンショック後の有効求人倍率と新規学卒者の内定率の推移を見ると、経済状況が内定率に反映されるまでにはタイムラグがあり、有効求人倍率と新規学卒者の内定率には上昇下降ともに2年程度ずれが生じております。

このような状況を鑑みると、新規学卒者等の就職活動への影響は、今後さらに大きくなる懸念されます。

また、新規学卒採用者など、継続雇用期間が6か月未満の労働者についても助成金支給の対象とする雇用調整助成金の特例制度が設けられたものの、令和元年度卒業・修了予定等の内定者の中には、新型コロナウイルスによる業績悪化の影響で内定取消しや入職時期の先送りをされる事例が多数報告されております。

そこで、今後新たな就職氷河期に陥ることがないようにするためには、令和3年度以降の卒業・修了予定者等の就職活動及び令和2年度卒業・修了予定等の内定者等への特段の配慮、さらには中小・小規模事業者等への支援の充実が必要不可欠であります。

よって、国においては、下記の事項を実施することを強く要望致します。

記

- 1 企業説明会の中止等により学生が企業を理解する機会が失われることがないように、企業と学生の雇用のミスマッチを解消するための情報提供体制の充実など、新規学卒者等への就職支援体制を強化すること。
- 2 内定の取消しや入職時期の繰下げなど、新規学卒者等に不利益が生じることがないように最大限の配慮をするとともにあらゆる支援策を講ずること。
- 3 経済が回復しない段階での雇用保険料率の引上げを行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

野田市議会議長

内閣総理大臣
総務大臣
経済産業大臣
厚生労働大臣

宛て